

プロフィットシェアリングの考え方

1 プロフィットシェアリングの対象

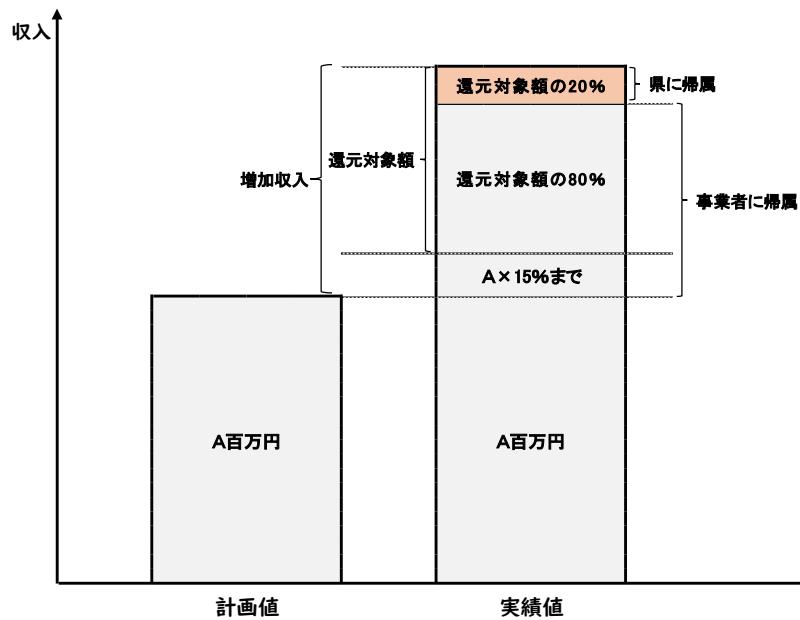
各事業年度の利用料金収入

2 具体的な取り扱い

各事業年度の実際の利用料金収入（以下「実績値」という。）が、事業計画上の利用料金収入（以下「計画値」という。）を上回る場合、実績値と計画値の差額（以下「増加収入」という。）について、次のとおり取り扱う。

- (1) 利用料金収入の増加収入のうち、利用料金収入の計画値の15%以下の部分については、全て事業者に帰属することとする。
- (2) 利用料金収入の増加収入のうち、利用料金収入の計画値の15%を超える部分については、その超える部分の80%は事業者に帰属し、20%は県に帰属することとする。

<プロフィットシェアリングのイメージ>



3 還元方法

事業者は、還元額を財源として、賑わいづくりや施設利用促進、八橋運動公園の魅力向上に資する取組を行う。具体的には、還元額が生じた翌年度中に、還元額、用途、還元の実施時期等を定めた還元実施計画を作成し、県の承認を得た上で、翌年度以降に還元実施計画に基づき取組を実施することとする。

4 その他

各事業年度の計画値については、企画提案書の内容を基本とするが、運営業務6年度目以降において、当該時点までの実績を踏まえ、計画値の見直しを協議することができる。